

青森県子ども未来県民会議設置要綱

(設置)

第1 青森県における少子化の要因分析や政策立案、政策効果の検証等を行い、合計特殊出生率2以上に道筋をつける少子化対策「青森モデル」を確立することを目的とし、青森県子ども未来県民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 少子化の要因分析
- (2) 少子化対策の企画立案
- (3) 少子化対策の取組に対する施策の検証
- (4) その他少子化対策の推進に関し必要な事項

(構成)

第3 会議は、会長、メンバーをもって構成する。

- (1) 会長は、青森県知事をもって充てる。
- (2) メンバーは、公募及び推薦等により別途定めるものとする。

(会議)

第4 会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 会議の所掌事項に関して、県民の意見を広く聴取するため、必要に応じてワークショップを開催する。
- 4 その他、必要があるときには、部会等を置くことができる。

(庶務)

第5 会議の庶務は、青森県健康福祉部子どもみらい課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月2日から施行する。